

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
丸和工業株式会社	埼玉県北本宮内 5-351	1-027197

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指 名 停 止 措 置 期 間

令和 7 年 7 月 2 日 ～ 令和 7 年 8 月 1 日 (1 か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

丸和工業 (株) は、茨城県猿島郡五霞町の倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を取らなかったとして、令和 6 年 11 月 12 日付けで、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から略式命令を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領 (平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号。以下「指名停止等措置要領」という。) 第 1 第 8 号イ及び別表第 2 第 15 号アに該当する。なお、当該事実は一の事案により複数の措置要件に該当しているため、指名停止措置要領第 4 条第 1 項に該当する。

< 指名停止等措置要領 >

措 置 要 件	期 間
別表第 1 (安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 ア (略) イ <u>工事等の関係者に死亡者を生じさせたとき</u> (以下略)	当該認定をした日から 2 か月以上 2 か月以内 当該認定をした日から 1 か 月
別表第 2 (不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア <u>業務に関し、法令に違反したとき。</u> (以下略)	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内 当該認定をした日から <u>1 か月以上 9 か月以内</u>
第 4 条第 1 項 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。	

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町 978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)